

プレスリリース 2017年度

神戸製鋼所等の不適切行為に関する泊発電所の調査状況等について

2018年2月2日

当社は、株式会社神戸製鋼所およびグループ会社（以下、「神戸製鋼所等」）の不適切行為を受け、泊発電所1、2、3号機の「安全上重要な部位」、「燃料集合体」および「新規規制基準対応設備」を対象に、神戸製鋼所等製品の使用状況について調査しており、2017年11月20日に調査状況を原子力規制庁に報告いたしました。

このたび、泊発電所3号機の「安全上重要な部位」についての調査が完了したことから、本日、泊発電所1、2号機の調査状況とあわせて原子力規制庁に報告いたしました。

これまでの「安全上重要な部位」、「燃料集合体」および「新規規制基準対応設備」に関する調査においては、不適切行為のあった製品を使用していないことを確認しており、引き続き残りの調査対象について確認を進めてまいります。

また、上記調査とは別に、プラントメーカーから「泊発電所に納入された一部の製品※1について、製品の問題ではないものの、製造メーカー※2が発行する検査証明書※3と、保管している元データとの間で銅成分の値に不整合があり、検査証明書の内容を製造メーカーが書き換えたと考えられるものがある」との報告を受けました。

当社自ら製造メーカーの工場に立入調査を行ったところ、当該製品の検査証明書に記載されている銅成分の値と元データとの間に不整合があり、検査証明書の内容を製造メーカーが書き換えたと考えられることを確認したことから、このことについて、あわせて原子力規制庁に報告いたしました。

当該製品製作時に製造メーカーが実施した別の分析手法による分析および不整合が確認された製品と同一の溶解チャージ※4から製造された製品を用いて、製造メーカーおよび第三者機関が実施した銅成分の再分析では、当社の要求事項であるJIS規格値を満足することが確認されています。

また、当該製品据付後の試験やこれまでの使用において健全性を確認しており、当社は、当該製品の使用継続に問題はないと考えています。

引き続き、神戸製鋼所等の調査等の状況を注視し、適切に対応してまいります。

※1 2017年9月に納入され、10月に取替えを行った1号機非常用ディーゼル発電機における冷却水配管の一部

※2 株式会社神戸製鋼所のグループ会社である「株式会社コベルコマテリアル銅管」

※3 部材の材料について、化学成分や強度について検査結果を記載し、仕様を満たしていることを証明する書類

※4 金属製品の原料である地金を高温で溶かして液状としたもの

1. 件名：北海道電力株式会社における株式会社神戸製鋼所等の不正問題への対応状況について
2. 日時：平成30年2月2日 13時40分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室
4. 出席者 原子力規制庁：原子力規制部検査グループ実用炉監視部門
忠内管理官補佐、石井係長、兵頭原子力規制専門員
北海道電力株式会社：原子力部 原子力設備グループリーダー ほか2名

5. 要旨

(1) 北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）から、株式会社神戸製鋼所及びグループ会社（以下「神戸製鋼所等」という。）における不適切行為に係る泊発電所の調査状況について、提出資料に基づき報告を受けた。北海道電力の主要な説明事項は以下のとおり。

- 安全上重要な部位について、泊3号機の調査が完了し、泊1・2号機についても今年度中に調査が完了する予定である。燃料集合体について、泊3号機のものに使用されている部材については不適切行為のあった製品でないことを燃料メーカーから確認済みであり、元データとの照合を現在行っている。新規規制基準対応設備について、これまでのところ神戸製鋼所等製品として溶接材料が確認されており、引き続き確認等を行っていく。
- 泊1号機B-非常用ディーゼル発電機の機関の排気弁箱出口冷却水配管全12本及び入口冷却水配管全24本のうち、2017年10月に取り替えた出口冷却水配管2本及び入口冷却水配管4本において、検査証明書のデータが書き換えられていたと考えられる。当該銅配管の銅含有量について、元データと検査証明書を照合したところ、不整合があった。銅含有量は乾式分析と湿式分析により分析しており、本来は湿式分析による値を検査証明書に記入するが、JIS規格値を満足しなかったことから、乾式分析による値を記入したと考えられる。なお、同一の溶解材料による製品が残っていたことからその銅含有量を分析した結果、成分に問題ないことを確認した。したがって、製品に問題はなく、何らかの要因により当時の湿式分析の値が正確でなかったと考えられる。また、当該銅配管を製造したのは、不適切行為があったことが公表されている、株式会社コベルコマテリアル銅管の秦野工場である。なお、上記のとおり再分析によりJIS規格値を満足していることが確認されており、当該製品据付後の試験やこれまでの使用において健全性を確認しており、当該製品の使用継続に問題はないと考えている。

(2) 原子力規制庁から、本件のような事案も含めて引き続き調査に進展があれば報告してほしい旨を伝え、北海道電力から了解した旨の返答があった。

6. 提出資料

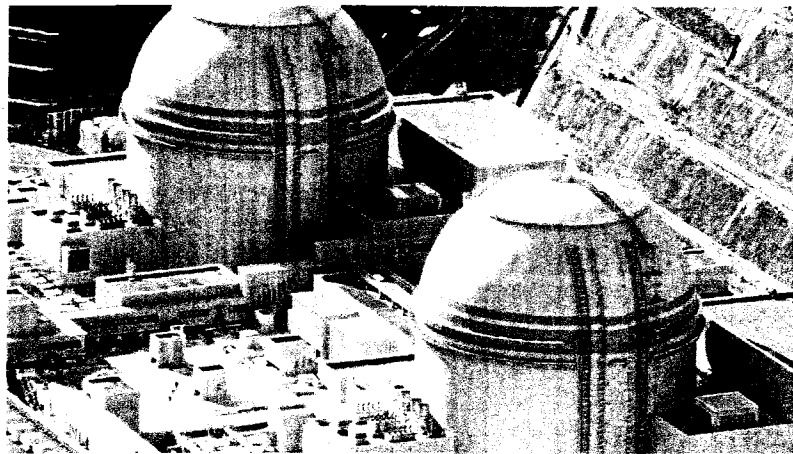
神戸製鋼所の不適切行為に関する泊発電所に対する調査状況等について

以上

神鋼の改ざん問題、原発の再稼働延期に発展

関電などが賠償請求すれば神鋼に大きな打撃

岡田 広行：東洋経済 記者

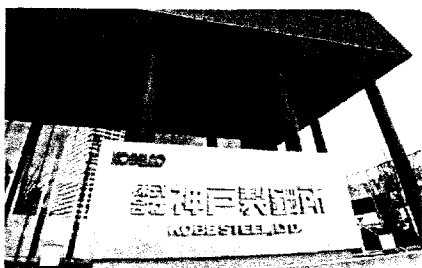


再稼働延期となった関西電力・大飯原子力3号機（手前）と4号機（写真：共同通信）

関西電力は大飯原子力発電所3、4号機（福井県おおい町）の再稼働が遅れることを踏まえ、神戸製鋼所に逸失利益の一部などの損害賠償請求を検討している事実を明らかにした。

安全性検証が想定以上に長引く

関電は11月30日、大飯原発3、4号機の再稼働時期予定を、従来計画の2018年1月中旬、同3月中旬から、それぞれ同3月中旬、5月中旬に延期すると発表した。



神戸製鋼所は損害賠償の状況によって、賠償額に大きな差が生じることがない。撮影：ヒラオカスタジオ

関電では、原発の新規制基準に対応して新設を計画している施設や機器に関して、神戸製鋼製の部材が使われていることが判明。

その品質データに不正があったか否かや安全性への影響について調査を進めている。

今般、その調査が長引くことを踏まえて、原子力規制委員会に提出している使用前検査申請書の記載内容を変更するとともに、再稼働の時期を2カ月後ろ倒しにした。

そこで問題となっているのが、逸失利益の扱いだ。関電によれば、大飯原発3、4号機を1カ月運転することによる火力発電燃料費の節減効果は1カ月当たり合計で約90億円。

今回は3号機、4号機とも各2カ月再稼働が遅れることから、単純計算で約180億円の利益が失われることになる。合わせて、安全性確認に伴う費用もかかっている。

関電は東洋経済の取材に対して、「現時点では何も決まっていない」としつつも、「損害賠償を請求するかどうかについて、弁護士など専門家と慎重に検討している」と答えている。

11月30日には、九州電力も玄海3、4号機（佐賀県玄海町）の再稼働時期をそれぞれ2カ月遅らせることを明らかにした。

理由は関電と同じで、再稼働時期は従来の2018年1月、3月から、それぞれ3月、5月へとそれぞれ2カ月遅くなる。同原発でも火力発電燃料費の節減効果は1カ月当たり約90億円、2カ月だと約180億円に達する。

逸失利益は神戸製鋼の営業利益の約半分に

九電は「神戸製鋼の品質データが適切だったか否かの調査を進めることが最優先」とし、損害賠償請求検討の有無や方針については明らかにしていない。ただ、関電が賠償請求に踏み切った場合、九電も追随する可能性は高い。

神戸製鋼の2018年3月期の営業利益予想額は750億円。関電や九電の逸失利益を合わせれば、その半分近くに相当する。

もし賠償請求された場合、神戸製鋼にとって大きな痛手となる。

泊1号機配管に神鋼の不正製品 北電、安全性は確認

北海道電力は2日、神戸製鋼所の製品データ改ざん問題を受け、泊原発（後志管内泊村）1号機の配管に検査データが改ざんされた製品が使用されていたと発表した。北電は耐圧試験を行い安全性を確認、日本工業規格（JIS）も満たしているとして、配管の交換はしないという。

非常用ディーゼル発電機の冷却用配管について、検査証明書が神戸製鋼所の子会社によって書きかえられていたという。一方、3号機の原子炉格納容器など安全上重要な設備の部材では改ざんがなかったことを確認した。

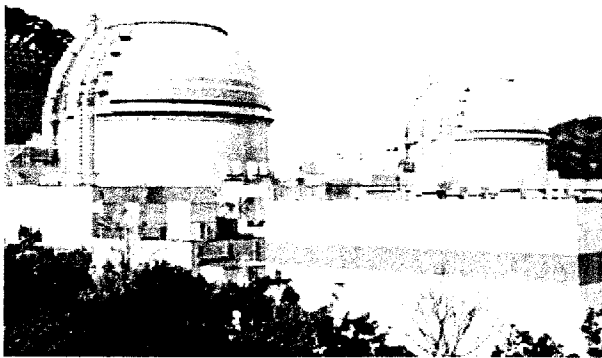
北電は本年度中にも、最終的な調査結果を原子力規制委員会に報告する。

（北海道新聞電子版：<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/161295/>）

大飯原発3、4号 再稼働遅れ

神戸製鋼所のデータ改ざん影響

2017年11月30日 午後5時20分



関西電力大飯原発3号機（右）と4号機＝福井県おおい町

関西電力が、来年1月中旬と3月中旬に計画していた大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の再稼働時期を2カ月程度遅らせる検討を始めたことが30日、分かった。神戸製鋼所の製品データ改ざん問題を受け、原発部品の調査に時間がかかっていることなどが影響している。

再稼働が遅れば、関電が実施する電気料金の値下げ時期も遅れる見通しで、経営に与える影響は大きくなる。同様の理由で九州電力も玄海原発3、4号機（佐賀県）の再稼働時期を2カ月遅らせる方針を固めている。

関電はこれまでに神戸製鋼製の部品の使用を確認したものの、安全性に問題はないとしてきた。岩根茂樹社長も27日の記者会見で「全体の工程を見直すものではない」と話していた。

大飯3、4号機は27日に福井県の西川一誠知事が再稼働に同意した。

（福井新聞 電子版：<http://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/266291>）

＜使用済み核燃料＞むつ市長「受け入れられぬ」 緊急会見で怒りあらわ

原発から出る使用済み核燃料をむつ市に建設中の中間貯蔵施設に集約するとして報道を巡り、同市の宮下宗一郎市長は7日、緊急の記者会見を開き「事実誤認。到底受け入れられない」と怒りをあらわにした。

宮下市長は「国や県、事業者を確認したが、報道の事実はない。市民が不安に思う。遺憾」と語った。

記事では、関西電力が福井県の美浜、大飯、高浜の3原発から出る使用済み核燃料をむつ市に搬入する方針を固めたと報道。関電は7日、ホームページで報道内容を全否定した。

むつ市の中間貯蔵施設は、東京電力と日本原子力発電が共同出資したリサイクル燃料貯蔵(RFS)が、両社の使用済み核燃料を受け入れるために建設、運営する。

宮下市長は「関電が入ってくることは全く想定していない。仮に関電がやりたいと言っても、地域の事情を無視しており、受け入れるレベルの話ではない」と述べた。



記者会見で「激しい怒り」を表明する宮下市長

拡大写真

関連ページ: [青森 政治・行政](#)

2018年01月08日月曜日

2018/2/6

東京新聞:関電、使用済み核燃料を青森へ むつ中間貯蔵施設で保管:社会(TOKYO Web)

東京新聞 TOKYO

Recommended by

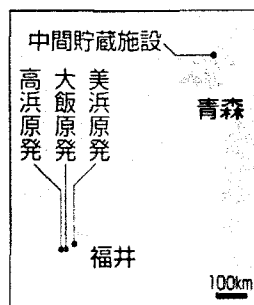
【社会】

関電、使用済み核燃料を青森へ むつ中間貯蔵施設で保管

2018年1月7日 朝刊

関西電力が福井県にある同社の三原発から出た使用済み核燃料を、青森県むつ市の中間貯蔵施設に搬入し一時保管する方針を固めたことが六日、関係者への取材で分かった。近く青森県など地元を要請する見通し。関電は福井県の西川一誠知事から、県外への搬出を求められており、今年中に決定すると明言していた。

使用済み燃料は各原発敷地内のプールなどで保管されているが、容量に限界があり、電力各社は扱いに頭を悩ませてきた。国は今後、関電以外の電力各社にも「相乗り」させ、使用済み燃料をむつ市に集約させる方向で検討している。実現すれば、原子力政策の大きな問題を当面はクリアできるが、地元の同意を得る必要があり、調整が難航する可能性もある。



むつ市の中間貯蔵施設は東京電力と日本原子力発電が共同出資して建設。両社の使用済み燃料のみを受け入れる予定だったが、福島第一原発事故の影響もあり、稼働していない。関係者によると、関電が出資する代わりに一部のスペースを使用する計画で、関電など西日本に多い加圧水型原発の燃料を本格的に受け入れるには今後、改造や増設工事が必要になるという。

国の核燃料サイクル政策では、使用済み燃料は再処理してプルトニウムなどを取り出しプルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料に加工して再利用する。ただ、青森県六ヶ所村で建設中の再処理工場はトラブル続きで完成の見通しが立っていない。各地の原発では使用済み燃料を再処理工場に搬出できず、プールの容量も逼迫(ひっばく)しているため中間貯蔵施設で一時保管する必要性が検討されていた。

＜青森・むつ市の中間貯蔵施設＞ 原発で燃やし終わった使用済み核燃料を再び燃料として使用できるように再処理するまでの間、一時保管する施設。正式名称はリサイクル燃料備蓄センターで、東京電力と日本原子力発電が共同出資するリサイクル燃料貯蔵が運営。2010年に建設開始し、13年8月に貯蔵容量約3000トンの施設が完成した。原子力規制委員会の新規制基準適合性審査中で、18年後半の操業開始を目指している。

